

2020年3月25日

住友生命保険相互会社

ふるはーと JロードグローバルⅡの発売について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博、以下「住友生命」）は、2020年4月1日から金融機関・保険ショップ等の代理店において外貨建一時払終身保険「ふるはーと JロードグローバルⅡ^{※1}」を全面的に発売します^{※2}。2017年4月に発売以来ご好評をいただいております「ふるはーと Jロードグローバル」の2つの機能「のこす」「ふやす」をそのままに、さらにレベルアップした商品です。

当社は、「強く生きる」ための商品で業界をリードするとともに、より多くのお客さまに更なる安心と満足をお届けしていきます。

<ふるはーと JロードグローバルⅡのポイント>



ポイント①…のこす：2年経過時点で死亡保険金額が増加し、以後、一生涯保障します
第1保険期間（ご契約当初2年間（従来商品より短縮））の死亡保険金額^{※3}を抑えることで、第2保険期間（2年経過以後）の死亡保険金額^{※3}を指定通貨建（米ドルまたは豪ドル）で大きくしています。また、職業のみの告知で、30歳から90歳までのお客さまがお申込みいただけます。

ポイント②…ふやす：15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定します
ご契約から15年経過以後の解約返戻金額は、ご契約時に指定通貨建（米ドルまたは豪ドル）で確定し^{※4}、以後は金利状況によって変動することなく基本保険金額を上限に増加します。また、ご契約時に一時払保険料から差し引く初期費用のご負担はありません^{※5}。

※1：販売名称は、取扱金融機関によって異なる場合があります。

※2：一部代理店では2019年12月16日以降に発売しております。

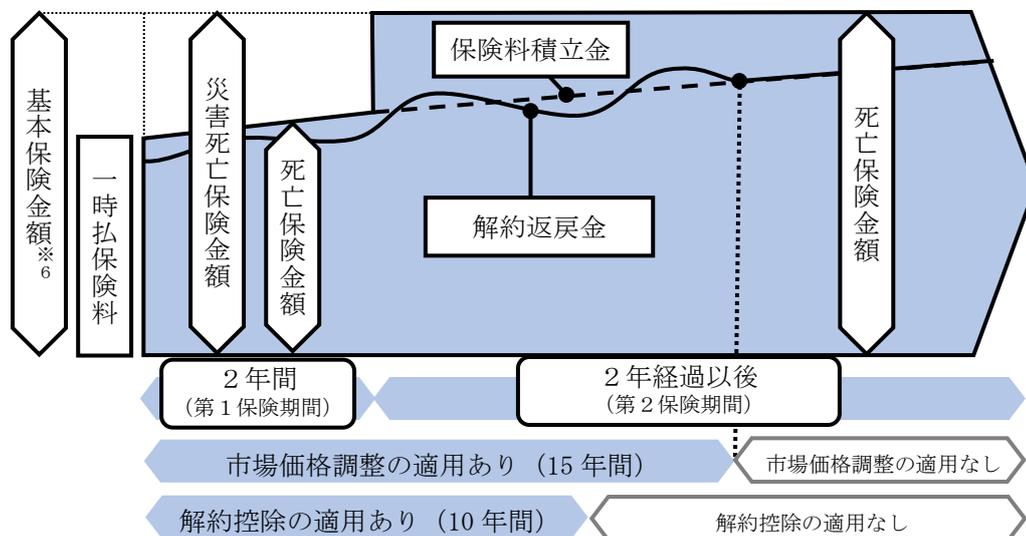
※3：詳細は1. c. を参照ください。

※4：ご契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。市場価格調整とは、各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産（債券など）の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。

※5：ご契約当初10年間は解約控除を適用します。

1. 「ふるはーと」ロードグローバルⅡ」商品内容

a. しくみ図 (イメージ)



※6：基本保険金額とは、保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、被保険者の性別・年齢および積立利率等によりご契約時に指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)で確定します。

b. ご契約の諸基準

約款名称	5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険 (一時払い) (19)Ⅱ型			
指定通貨	米ドル、豪ドル			
契約年齢範囲	30～90歳			
一時払保険料の取扱単位 ^{※7※8}	米ドル：1セント単位、豪ドル：1セント単位、円貨：1万円単位			
最低一時払保険料 ^{※7※8}	米ドル：10,000米ドル、豪ドル：10,000豪ドル、円貨：100万円			
最高保険金額	契約年齢	30～59歳	60～69歳	70～90歳
	最高保険金額	5億円	7億円	9億円
*申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートにより基本保険金額を円換算した金額にて判定します。同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済みの場合、上記金額まで加入いただけないことがあります。				
保険料払込方法	一時払いのみ			
告知	職業のみの告知			
保険期間	終身			
付加できる特約等 ^{※8}	初期死亡時円換算支払額最低保証特約 ^{※9} 、重度介護前払特約、目標到達時円建終身保険変更特約、保険料円貨払込特約 (一時払い)、保険料指定外通貨払込特約、保険契約者代理特約、被保険者代理特約、円建終身保険変更制度、円貨支払制度			

※7：払込通貨で判定します。

※8：取扱金融機関によって異なる場合があります。

※9：金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。

c. 保障内容

お支払いする保険金		お支払理由	お支払金額	受取人
第1 保険期間 (ご契約当初 2年間)	死亡 保険金	被保険者が死亡されたとき ※10	一時払保険料相当額、保 険料積立金相当額、解約 返戻金相当額のうち最も 大きい金額	死亡 保険金 受取人
	災害 死亡 保険金	被保険者が第1保険期間中 に、次のいずれかに該当し たとき 1. 責任開始期以後に発生 した不慮の事故による 傷害を直接の原因とし て、その事故の日から 起算して180日以内に 死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病 した所定の感染症※11を 直接の原因として死亡 されたとき	基本保険金額または解約 返戻金相当額のうち最も 大きい金額	
第2 保険期間 (ご契約から 2年経過以後)	死亡 保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額または解約 返戻金相当額のうち最も 大きい金額	

※10：災害死亡保険金がお支払される場合を除きます。

※11：コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

2. この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

○解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

ご契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。また、ご契約当初10年間は解約控除を適用します。

市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

○為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

- ・円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。
- ・円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。

3. 諸費用に関する事項の概要について

a. 保険期間中にかかる費用

- 死亡保障等に必要なる費用を保険料積立金から毎月差し引いています（別途お払い込みいただくものではありません）。
- なお、ご契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いています。

<初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合>

第1保険期間中は、上記費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています（別途お払い込みいただくものではありません）。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。

<重度介護前払保険金を請求する場合>

所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額（ご請求額）から差し引きます。

<解約や円建終身保険へ変更等する場合>

ご契約当初10年間に解約返戻金額を計算する際は、一時払保険料相当額に一定割合（契約日からの経過年数に応じた所定の控除率）を乗じた金額を差し引きます（解約控除）。

b. 通貨を換算する場合にかかる費用

保険料を円貨または指定通貨以外の外貨（米ドルまたは豪ドル）で払い込む際や、死亡保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る際等の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

c. 外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨（米ドルまたは豪ドル）で払い込む際や、死亡保険金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

このニュースリリースは5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）(19)Ⅱ型の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。詳細につきましては「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご確認ください。